

## 固定資産税の税額更正に伴う山口市国民健康保険料等過誤納返還金支払要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、瑕疵ある処分により賦課された固定資産税の税額を基礎とする賦課処分に基づき納付された国民健康保険料及び国民健康保険税（以下「国保料等」という。）について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）（以下これらを「国保法等」という。）の規定に基づき還付することのできない国保料等相当額（以下「還付不能額」という。）及びこれに係る利息相当額（以下これらを「返還金」と総称する。）を当該納付義務者に返還することにより、納付義務者の不利益を補てんし、国民健康保険事業に対する信頼の確保とその円滑な運営に資することを目的とする。

### (支払の根拠)

第2条 返還金は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の2（寄付または補助）の規定に基づき返還する。

### (返還対象者)

第3条 市長は、還付不能額が生じたときは、当該瑕疵ある賦課処分に基づく固定資産税の税額を基礎とし賦課された国保料を納付した納付義務者（以下「返還対象者」という。）に対して、返還金を支払う。

2 返還対象者は次のとおりとする。

(1) 納付義務者（世帯主）

(2) 前号の納付義務者が死亡している場合には、その相続代表者

### (返還金の額)

第4条 返還金の額は、次に掲げる額の合計とする。

(1) 還付不能額（法定還付分を除いた過誤納金に係る還付すべき毎年度毎の保険料の総和が500円未満のものを除く。ただし、特別な事情がある場合はこの限りでない。）

(2) 利息相当額（各年度の各納期限の翌日を起算日とし、返還金の支出を決定した日を終期として算出した日数に応じ、前号の還付不能額に民法第404条の規定に準ずる利率を乗じた額）

### (返還対象期間)

第5条 返還対象期間は、瑕疵ある賦課処分に基づく固定資産税額の更正が遡及した年度分までとする。ただし、国保法等の規定で遡及する年度分は返還対象期間から除外する。

### (返還金の請求)

第6条 返還対象者が、返還金の支払を受けようとするときは、市長に対し国保料等返還金支払請求を書面により提出するものとする。

### (返還の通知等)

第7条 市長は、返還金の支払を決定した場合は、返還対象者にその旨及び返還金の額等の通知を行い、速やかに返還金を支払うものとする。

### (充当の禁止)

第8条 市長は、返還対象者に納付すべき国保料等にかかる徴収金がある場合にあっても、当該返還金については、国保法第79条の2の規定による充当処理はできないものとする。

ただし、納付指導を妨げるものではない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日までに合併前のこの要綱に相当する規程によりなされた行為は、この要綱の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。